

別添目次

別添 1	レビュー対象資料・参考文献一覧	AP1-1
別添 2	有識者会議の詳細	AP2-1
別添 3	機材調達検討課題分析表	AP3-1
別添 4	現行業者登録制度の詳細	AP4-1
別添 5	機材調達等の一般競争入札化	AP5-1
別添 6	電子入札－横須賀市の事例	AP6-1
別添 7	JICA 業者登録制度と「中央省庁統一資格審査」制度の比較	AP7-1
別添 8	機材調達に関する具体的な改善案	AP8-1
別添 9	事業部別コンサルタント契約状況 業務実施契約（件数）平成 12 年度	AP9-1
別添 10	事業部別コンサルタント契約状況 業務実施契約（金額）平成 12 年度	AP10-1
別添 11	事業部別コンサルタント契約状況 役務実施契約（件数）平成 12 年度	AP11-1
別添 12	事業部別コンサルタント契約状況 役務実施契約（金額）平成 12 年度	AP12-1
別添 13	委任契約と請負契約の相違及び JICA のコンサルタント契約形態	AP13-1
別添 14	役務提供契約での契約 M/M と実際時間数の比較例	AP14-1
別添 15	他の援助機関の包括契約の概要	AP15-1
別添 16	JICA 業務実施契約 積算・精算体系	AP16-1
別添 17	説明責任の定義について	AP17-1
別添 18	契約方式の改善案と選定方式	AP18-1
別添 19	包括契約の例	AP19-1
別添 20	積算基準の運用と積算基準の公表・明示の必要性	AP20-1

別添 1：レビュー対象資料・参考文献一覧

1. JICA 関連文書		
タイトル	発行者	年月
JICA 内部規定 「第 1 節 財務・会計」、「第 3 節 契約」	JICA	—
競争参加資格審査申請書類（業者登録）平成 14・15・16 年度	JICA	—
入札参加の手引	JICA 調達部	平成 14 年 1 月
現地調達の手引き	JICA 調達部	平成 13 年 11 月
コンサルタント等契約実態調査（プロジェクト研究）（海外調査）調査報告書	JICA	平成 13 年 10 月
コンサルタント等契約実態調査（プロジェクト研究）（国内調査）調査報告書	JICA	平成 13 年 10 月
平成 12 年度コンサルタント契約実績調査	JICA 調達部	平成 13 年 10 月
コンサルタント契約実務要覧	JICA	平成 12 年 10 月
2. インターネットなどで入手した文書		
タイトル	発行者	出所
統一資格審査申請受付 <ul style="list-style-type: none"> 一般競争（指名競争）参加資格申請書（物品製造等）の作成要領 一般競争（指名競争）参加資格申請書（物品製造等） インターネットによる一般競争（指名競争）参加資格申請書（物品製造等）	総務省	http://www.soumu.go.jp/cyoutatsu/index
行政ネットワークの活用事例：日本の事例-入札の電子化	財団法人地方自治情報センター	http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/etd/et2
3. 一般刊行物・公表論文		
タイトル	著者	掲載誌
「電子自治体」実現への道（1）公共電子調達サービスモデル	宍戸 朗	地方財務 2001 年 3 月号
特集 入札・契約制度改革の諸動向「公共工事入札・契約制度の論点整理」	草苺 耕造	地方財政 2001 年 6 月号
同上 「公共工事入札・契約制度改革の課題と展望」	吉田 光市	同上
同上 「レポート 横須賀市における制度改革・電子入札制度の方向性を探る」	地方財務編集局	同上
4. 法令等		
会計法		
予算決算及び会計令		
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律		
個人情報保護法案		

別添 2：有識者会議の詳細

1. 日時 第1回目：平成14年6月11日（火） 第2回目：平成14年6月19日（水）
午前10:00~12:30 午前10:00~12:30

2. 場所 国際協力事業団調達部会議室

3. 出席者

(1) 有識者会議メンバー

氏名		所属
奥村 勇雄	社会保険健康事業財団	中央社会保険健康センター長
田中 英雄	政策研究大学院大学	教授
東海 幹夫	青山学院大学	経営学部 教授
兵藤 廣治	保証事業会社協会	常任参事
三橋 規宏	千葉商科大学	政策情報学部 教授

(2) 国際協力事業団 調達部

氏名	職位
福田 省三	部長
笠原 秀昭	次長
笹岡 雄一	調査役（2回目のみ出席）
山浦 信幸	管理課長
興梠 康一郎	管理課課長代理
柴田 信二	管理課課長代理
野村 昌弘	契約第一課長
藤井 寛	契約第二課長
江塚 利幸	契約第三課長
坂田 章吉	契約第三課課長代理

(3) コンサルタント

(総括) 監査法人トーマツ ODA部パートナー 関川 正
クラウンエージェンツ 日本次席代表 古谷 宏

4. 配布資料

第1回目

- 資料1：JICA 調達制度の概要(スライドコピー)
- 資料2：検討事項一覧表
- 資料3：調達制度の改善案(スライドコピー)
- 資料4：調査概要(中間報告書の概要に、新たに検討中の課題内容を反映したもの)
- 資料5：中間報告書

第2回目

- 資料6：ディスカッションペーパー
- 資料7：アジア開発銀行（ADB）のQCBS（質価格総合評価）方式
- 資料8：JICA 業務実施契約・積算・精算体系
- 第1回有識者会議の議事録（案）
- JICA コンサルタント契約の分野別統計資料

別添 3：機材調達検討課題分析表

入札などの電子化実施（1）

	公正性	透明性	説明責任	効率性	援助に対する効果	実行可能性
業者登録の電子化	+	+	n	+	<ul style="list-style-type: none"> 電子化により、登録に関する地理的差異が減少し、より多くの業者に機会を提供することにつながる。 JICA の関連事務手続きも簡略化されることが期待され、それに伴い節約される人材等を他の業務の為に投入することが可能となり、援助に係る事務全体の質向上が期待できる。 	電子化のコストの見積りが必要。

公正性： 地理的差異に起因する不便度の格差が減少し、偏りなくより多くの業者に登録機会を提供できることになる。

透明性： データは業者により直接入力すると想定すると、データ操作における恣意性のなさを明示でき、また既登録データの閲覧などもインターネット上で可能となる。

説明責任： 第三者に対する業者登録の意義や審査結果の正当性などについての説明は別途なされる必要がある。

効率性： データ入力は業者により直接なされると想定すると、登録に係る事務手続節減につながると考えられる。

注： 各表中の+、-、n は当該検討対象事項に与える効果・影響につき各々以下を意味する。
 +：正の効果、 -：負の効果、 n：影響なし

入札などの電子化実施（2）

	公正性	透明性	説明責任	効率性	援助に対する効果	実行可能性
参加希望業者 受付の電子化	+	n	n	+	電子化により、受付に関する地理的差異が減少し、より多くの業者に機会を提供することにつながる。よって当該援助援助に係る質向上が期待できる。	電子化のコスト（希望業者の認証制度確立、詐称申請者に対する予防、確認措置にかかるコスト）の見積りが必要。また、罰則規定等についても検討の要あり。

公正性： 地理的差異に起因する不便度の格差が減少し、より多くの業者に参加機会が提供でき、また談合が成立しにくくなる。

透明性： インターネット上で申込み・受付が可能になるが、受付手続き自体の明晰性には、特に変化はないと思われる。

説明責任： 受付に際しての方針等の説明は別途なされる必要あり。

効率性： 受付に係る事務手続きは電子化により節減されると考えられるが、微少なものに留まり、援助業務全体の業務の質向上に対する影響も微小であろう。

入札などの電子化実施（3）

	公正性	透明性	説明責任	効率性	援助に対する効果	実行可能性
入札説明書配 布の電子化	+	n	n	+	<ul style="list-style-type: none"> 配布に係る郵送費節減につながる。 入札会開催などの為の準備を開始を早めることができる。 	説明書配布対象者の認証措置や秘匿情報の漏洩予防措置等との必要あり。

公正性： 地理的差異に起因する不便度の格差が減少し、参加業者に対する同時配布が可能となる。

透明性： 配布行為自体の明晰性には特に変化なし。

説明責任： 配布行為自体の方針等についての説明は別途なされる必要あり。

効率性： 配布に係る事務手続きは電子化により節減され、より早く入札会開催などの為の準備を開始できると考えられる。

注： 各表中の+、-、n は当該検討対象事項に与える効果・影響につき各々以下を意味する。
+：正の効果、 -：負の効果、 n：影響なし

入札などの電子化実施（４）

	公正性	透明性	説明責任	効率性	援助に対する効果	実行可能性
応札・落札の電子化	+	-	n	+	特に無し。	入札会設置と同様の透明性が確保できることが、実施の前提となる。

公正性： 入札会参加の為の地理的差異（参加の為の移動、参加時間に係るもの）に起因する不便度の格差が減少する点では公正性向上に作用するといえるが（例えば東京都に事務所のない業者でも応札可能）、入札会方式と同程度の公正性が確保されたことを入札参加者に明示できるかどうかが課題となる（下記参照）。

透明性： 応札・開札行為自体に入札会と同程度の透明性を求めるという前提に立つ場合、例えば価格札が同時に開示されたことを入札参加者に対し明示できる為の技術的解決法が必要となる。

説明責任： 価格札のみによる応札・落札制度の下では、落札決定事由が価格のみであることについての正当性をどう説明するかは電子化されているか否かに影響を受けない。

効率性： 入札会設置が必要なくなるため、それに伴う事務手続き負担を節約できる。よって効率性は向上。

注： 各表中の＋、－、n は当該検討対象事項に与える効果・影響につき各々以下を意味する。
 ＋：正の効果、－：負の効果、 n：影響なし

調達（購入部分）と海外輸送の一体化（1）

	公正性	透明性	説明責任	効率性	援助に対する効果	実行可能性
調達（購入部分）・輸送契約の一体化	n	n	+	+	<ul style="list-style-type: none"> 輸送を賄えない、ないしは輸送業者と提携できない製造・販売業者は入札参加が困難となり、また、輸送業者は納入業者と提携を模索する必要があるため、その面では競争レベル減少の可能性もある。 調達段階で現地までの納入予定日管理を可能にする効果が期待できる。 入札の二度手間を省くことによる事務手続き負担節約により、節約される人材等を他の業務の為に投入することが可能となり、援助に係る事務全体の質向上が期待できる。 	実施は可能であるが、価格札のみの入札方式の場合、落札後の納期遵守等の契約管理を厳格にする必要あり。

公正性：それが援助効果を高めるための措置である以上、調達・輸送サービスを一体として調達することは当該入札参加に対する公正性を妨げているものとは言えない。

透明性：調達と輸送サービスの一体化により契約の透明性は何ら影響を受けないと思われる。

説明責任：当該援助効果に正の効果が期待できるので、調達・輸送サービス一体化契約により説明責任は向上するものと思われる。

効率性：入札の二度手間を省け、それに伴う事務手続き負担を節約できる。

注：各表中の＋、－、n は当該検討対象事項に与える効果・影響につき各々以下を意味する。
 ＋：正の効果、－：負の効果、n：影響なし

調達（購入部分）と海外輸送の一体化契約（2）

	公正性	透明性	説明責任	効率性	援助に対する効果	実行可能性
調達（購入部分）・輸送・据付契約の一体化	n	+	+	+	<ul style="list-style-type: none"> ● 納入・輸送・据付全てに渡る業者のみ参加できる入札となり、競争レベル低下を招く可能性があるとの見方も可能。 ● 現地での据付・試運転に関する責任の所在を応札者に帰すことが出来、援助の質向上につながる。 ● 従来の据付に関する措置「据付技師派遣制度」では本邦から技師を派遣せざるを得なかったが、一体化により海外支店を有し、そこから技師を派遣できる業者が参加する場合には派遣費用を従来より安価に出来る可能性あり。 ● 入札の二度手間を省くことによる事務手続き負担節約により、節約される人材等を他の業務の為に投入することが可能となり、援助に係る事務全体の質向上が期待できる。 	「本邦からの援助は現地港まで」との日本政府による援助の原則に抵触する可能性あり。 理想的には JICA が発注者として現地での据付・試運転まで責任を持つ方が応札者にとっては望ましい。

公正性： 当該援助事業に効果ありと判断されれば、調達・輸送・据付／試運転サービスを一体として調達することは当該入札参加に対する公正性を妨げているものとは言えない。よって公正性に対し影響無しと判断。

透明性： 調達と輸送・据付サービスの一体化により契約の透明性は何ら影響を受けないものと判断。

説明責任： 当該援助効果に正の効果が期待できるので、調達・輸送・据付／試運転サービス一体化契約の正当性は外部に十分説明できる。

効率性： 入札の二度手間を省け、それに伴う事務手続きを節約できる。

注： 各表中の＋、－、n は当該検討対象事項に与える効果・影響につき各々以下を意味する。
 ＋：正の効果、－：負の効果、 n：影響なし

業者登録手続き（1）

	公正性	透明性	説明責任	効率性	援助に対する効果	実行可能性
中央省庁統一資格審査の援用	n	n	－	＋	<ul style="list-style-type: none"> 業種分類が JICA の援助目的にそぐわなくなる可能性あり（援助目的以外の JICA の業務に対しても負の影響あり）。 業者の技術職員数、輸出実績等の有無、経営比率の情報は入手不可となる可能性あり。 データ入力に係る事務負担節減に伴い節約される人材等を他の業務の為に投入することが可能となり、援助に係る事務全体の質向上が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査結果の入手方法は不明。 業種分類、輸出実績等の有無など、網羅されていない情報を別途提出させることが可能かどうか検討の要あり。 格付けのためのデータ（売上、資本金額、流動比率、営業年数）は援用可能。

公正性： 公正性に影響あるとは考えにくい。

透明性： 透明性に影響あるとは考えにくい。

説明責任： 幾つかのデータ入力項目が JICA の事業目的にそぐわない可能性があり、補完的措置を講じなければ援用についての正当性を十分に説明できない可能性あり。

効率性： データ入力に係る事務負担を節約できるので、効率性は向上する。

注： 各表中の＋、－、n は当該検討対象事項に与える効果・影響につき各々以下を意味する。
 ＋：正の効果、－：負の効果、 n：影響なし

業者登録手続き（２）

	公正性	透明性	説明責任	効率性	援助に対する効果	実行可能性
既登録業者の格付け公開	n	+	+	n	格付けの低い業者の入札参加意欲をそぐ可能性は否定できない（インタビューでは問題ないとのこと）。その影響未知数。	特に問題なし。

公正性： 公正性に何ら影響あるとは考えにくい。

透明性： 格付けにおける恣意性がないことを明示できる意味で、透明性に対し正の効果あり。

説明責任： 格付けに対する正当性を明示できる意味では説明責任に対し正の効果あり。

効率性： 公開に伴う作業は大きな事務負担となるとは想定できないので、影響無しと判断。

注： 各表中の＋、－、n は当該検討対象事項に与える効果・影響につき各々以下を意味する。
 ＋：正の効果、－：負の効果、 n：影響なし

一般競争入札化（１）－2002年3月から実施済

	公正性	透明性	説明責任	効率性	援助に対する効果	実行可能性
指名競争の一般競争入札化について	＋	＋	＋	＋	より競争性が高まり、よって契約金額の低下が期待できる。	特に問題なし。

公正性： 下位の格付け企業であっても入札に参加する機会が増える。

透明性： 入札参加基準が一律になり、第三者に対し分かり易くなる。

説明責任： JICA 会計規程と実態との矛盾がなくなり、入札管理方法の正当性につき外部に対し説明できる。

効率性： 業者選定に係る事務作業は増加するであろうが、輸送業者入札の経験から契約管理全般の事務負担減少が期待されている。

注： 各表中の＋、－、n は当該検討対象事項に与える効果・影響につき各々以下を意味する。
 ＋：正の効果、－：負の効果、 n：影響なし

一般競争入札化（２）

	公正性	透明性	説明責任	効率性	援助に対する効果	実行可能性
随意契約の一般競争入札化について	+	+	+	-	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約に至る背景が調達機材の特殊性によるものである場合、それを一般競争入札化しても競争喚起による効果は少ないと思われる。 調達機材の特殊性がそれほど高くない場合は、競争を喚起させることで調達の質が向上すると思われる。 	実行は可能と思われるが、それに係る事務手続と併せてその必要性を勘案する必要がある。

公正性： 随意契約先以外の業者にも入札参加機会を提供できる。

透明性： 調達に際しての恣意性排除という点では外部に分かり易い。

説明責任： 恣意性排除のための措置という点で第三者に対しその正当性を説明できる。

効率性： 随意契約よりも調達事務手続きが煩雑になるため事務負担は増大するものと予想される。

注： 各表中の＋、－、n は当該検討対象事項に与える効果・影響につき各々以下を意味する。
 ＋：正の効果、－：負の効果、 n：影響なし

予定価格の事前公表（1）

	公正性	透明性	説明責任	効率性	援助に対する効果	実行可能性
一般競争入札について	+	+	+	n	予定価格近くに落札価格が「高止まり」するか、落札価格の低下を促進するかどうかは現段階では判断不可。	特に問題なし。

公正性： 談合予防措置という点で公正性に正の効果あり。

透明性： 調達に際しての恣意性がないことを外部に明示できる。

説明責任： 談合予防措置、恣意性排除のための措置という点で外部に対し正当性を説明できる。

効率性： 公開に伴う作業は大きな事務負担となるとは想定し難い。

予定価格の事前公表（2）

	公正性	透明性	説明責任	効率性	援助に対する効果	実行可能性
随意契約について	n	+	n	—	契約先業者との価格交渉困難なものになる可能性が高く、落札額・契約額を低下させにくくなる。	特に問題なし。

公正性： 元々交渉相手が決まっているので、公正性には何ら影響を与えない。

透明性： 交渉相手が既に決まっているので、公表は予算規模を外部に明示できる効果があるに過ぎない。

責任説明性： 交渉相手が既に決まっている状況では、予算規模を明示したところで何ら措置の正当性につき説明していることにならない。

効率性： 事前公表に係る事務負担は軽微なものと思われるが、価格交渉は困難なものと予想される。

注： 各表中の+、-、n は当該検討対象事項に与える効果・影響につき各々以下を意味する。
 +：正の効果、 -：負の効果、 n：影響なし

プロ技の「民間委託」と機材調達

	公正性	透明性	説明責任	効率性	援助に対する効果	実行可能性
機材調達業務への影響	n	n	n	－	以下の事由でプロジェクトの質に負の影響及ぼす可能性あり。 <ul style="list-style-type: none"> 機材納期管理に対するコンサルタントの責任分担が不明確 コンサルタントが調達部による調達業務の執行に影響を及ぼせず、事業実施管理に負の影響及ぼす恐れがある（「効率性」に対するコメント参照）。 	機材の現地への納期管理とコンサルタントによるプロジェクト管理を調整する必要が生じる。

公正性： 公正性に何ら影響あるとは考えにくい。

透明性： 高額（原則一案件契約当り総額 500 万円以上、または一機材当り 160 万円以上）機材の調達は従前通り調達部が実施するので、調達行為における恣意性排除に向けた努力は外部に理解できる。

説明責任： 調達を調達部が従前通り管轄することは、恣意性排除のための措置として外部に対しその正当性を説明可能。

効率性： 機材調達契約業務とコンサルタントによる事業管理双方を統括的に管理・調整する必要が生じるので、調達関連事務に更なる負担となる恐れあり。

注： 各表中の＋、－、n は当該検討対象事項に与える効果・影響につき各々以下を意味する。
 ＋：正の効果、－：負の効果、 n：影響なし

別添 4：現行業者登録制度の詳細

1. 前提

- JICA の物品調達に係る業者登録作業は調達部契約第二課の管轄である。
- 同登録作業により業者が主に各々の財務状況等によりランク付けされる。
- 本邦機材調達に際し、同登録審査の情報が参加業者資格設定のために調達部契約第一課により活用されている。

2. 登録手続きの概要

- 物品調達と国内役務に係る調達参加希望業者に対しなされる。
- 登録は3年間有効（従来2年毎であったものを政府の統一登録制度に合わせ今回から3年毎とした（平成14年4月1日から平成16年3月末日まで））。
- 定期受付け（登録有効期間開始年度前年の12月6日まで）の他に、随時受付がある（定期受付期限日翌日より当該有効期限日まで）。
- 申請に際し、希望業者は申請書類を JICA から購入し¹（一部500円:公示室にて購入可）、審査に必要な事項並びに登録希望業種（複数希望可）をフォーマットに従い記入の上、持参または郵送にて提出。
- 申請書を受付けてから審査、登録に至るまでの全過程に2ヶ月程度を要する。
- 事業の要請等により、特定業者をいわば「緊急登録」する事例はまれであるが、過去に実施したことがある。

3. 登録に係る審査の概要

登録審査は主に以下の指標を元に申請業者の営業実績及び財務内容に対しなされる。

- 営業年数
- 直近二期分における会社全体の総売上²、流動比率、自己資本額

以上の財務情報を100点満点方式で点数化し、80以上の企業をA、60-80点の企業をB、それ以下の企業をCとして格付けする。具体的には「競争参加者資格審査など等級格付け付与数値表」により以下の指標などに付与した数値を以下のように合計し、次表に従い格付けされる。

¹ 平成14年4月より JICA ホームページよりダウンロードが可能となった。

² 平成11年度までは希望業種に係る売上に限定していたが、情報の信頼性などへの懸念により現在の形にした。

$X + Y + Z_1 + Z_2$

X：別表第2の年間売上高に付与した数値 (配点比重は50-60%と最も高い)

Y：別表第2の自己資本額に付与した数値

Z₁：別表第2の経営比率*（流動比率）に付与した数値 流動比率(%)=流動負債/流動資産 x 100

Z₂：別表第2の営業年数に付与した数値 (親会社の実績含む)

注* 経営比率の指標は；

- 自己資本体固定資産比率 (%)
- 自己資本回転率 (回)
- 売上高純利益率 (%)

予定価格に対応する等級別格付表

業種	区分	付与数値	格付け	予定価格 (千円)
建設工事		90 以上	A	220,000 以上
		70 以上 - 90 未満	B	70,000 以上 220,000 未満
		50 以上 - 70 未満	C	70,000 未満
製造販売及び設備工事		80 以上	A	20,000 以上
		60 以上 - 80 未満	B	4,000 以上 20,000 未満
		40 以上 - 60 未満	C	4,000 未満
設計及びコンサルタント		90 以上	A	10,000 以上
		70 以上 - 90 未満	B	3,500 以上 10,000 未満
		50 以上 - 70 未満	C	3,500 未満
販売		80 以上	A	15,000 以上
		60 以上 - 80 未満	B	3,000 以上 15,000 未満
		30 以上 - 60 未満	C	3,000 未満
サービス、印刷・出版		70 以上	A	15,000 以上
		50 以上 - 70 未満	B	3,000 以上 15,000 未満
		30 以上 - 50 未満	C	3,000 未満

注：昨今の不況を反映する形で、最近は A ランクを上位 A、下位 A とランク分けしている。

登録審査に必要な提出書類は以下の通りである。

- 営業経歴書
- 直近2期分の財務諸表
- 会社登記簿
- 納税証明書 (昨今の不況を反映し、財務諸表からの情報に加え納税証明書の重要性が増してきている)

4. その他

- 登録作業数は概算で月当たり 20 社から多い時で 50 社程度。地方での説明会開催の有無等の広報活動による効果も登録希望業者数の増減を左右する要因とみなされている。

別添 5：機材調達等の一般競争入札化

<機材調達について>

(1) 一般競争入札化以前の状況

JICA の会計規程によれば、原則として 160 万円以上の調達行為¹は一般競争入札による、と定められている。しかし実態は全調達行為のうちその約 9 割が指名競争入札によりなされ、一般競争入札件数は残り 1 割に過ぎなかった。

以上の状況は指名競争入札の以下の性格によるものであった。

- 指名業者は既登録業者の内、資格格付け「A、B、C」の中から輸出実績などの条件をもとに各々業者数を限定した上でランダム・サンプリングにより選定された（総数 20 社ほど）。
- 以上により指名先の業者のスクリーニングが可能となり、調達の質的保証に繋がるものとなった。

(2) 問題として検討された事項

情報公開法が施行された場合、指名競争入札が実態上大半という現状と会計規程との整合性につき外部に対する説明が困難と予想され、指名競争入札の一般競争入札化は不可避と判断された。

(3) 一般競争入札化決定の理由

上記の問題を背景とし、主に以下の事由により、指名競争入札を一般競争入札方式へ移行することが決定された。

- 指名競争入札時に斟酌していた条件を参加業者資格条件に反映させることにより、一般競争入札の下でも以前と同様の調達の質が保証できると判断。
- 入札監理は JICS に委託している²背景の下、一般競争入札に移行しても必要監理業務の増加は許容範囲内に収まると判断。
- 近い将来導入されるであろう調達業務の電子化を勘案すると、一般競争入札方式による業務形態の方がより電子化し易いと判断。

¹ 一件当たりの機材調達契約額は数百万円から 5 千万円以上のものまでと、広範な金額の幅の下、多種多様な機材が購入されている。

² 入札説明書作成（仕様書作成含む）は JICS に委託。また入札監理（公告～落札まで：予定価格作成は別）についても JICS に委託。

<海外輸送契約について>

(1) 一般競争入札化以前の状況

既登録会社は約 60 社。以前は既登録業者から、過去の実績や輸送内容の特殊性などを条件にランダム・サンプリングにより 10 社を選定するという一種の指名競争入札により輸送業者を選定・契約していた。

指名に際しては、登録時の指名意向確認を定期または随時実施し（指名意向確認書提出を求める）、通関士の有無などの技術的能力を考慮した上でなされた（登録業務自体は契約第二課でなされ、その際の登録審査は主に対象業者の財務内容についてなされた）。

(2) 一般競争入札化とその効果

最近、指名を省略し、既登録業者全てに対し業務を公示するという一般競争入札方式に変更した。

一般競争入札方式により業者選定に係る業務量こそ増加したものの、実際の輸送業務の質向上に伴いクレーム処理やトラブル処理などに対する業務が減少し、全業務量全体で見した場合その節約につながった。

以上の他に契約価格が平均して以前の 3 分の 1 に減少、業務期間が半減などの効果を達成した。